

「セクシュアル・ハラスメント」概念の社会意識論的研究

大学生のジェンダー観・セクシュアリティ観を中心に*

石井 奈緒・藤本 亮・石川由香里・田淵久美子**

Social Consciousness of Sexual Harassment Among College Students (1)

Nao ISHII

Akira FUJIMOTO

Yukari ISHIKAWA

Kumiko TABUCHI

1. 研究の目的と調査の設計

1-1. 研究の意義

近年、セクシュアル・ハラスメントという用語が一般化したことによって、これまで異議申立ての対象としては認知されていなかった行為群を、カテゴライズすることが可能になった。しかし同時にそれは、これまで性犯罪としてカテゴライズされてきたものをセクシュアル・ハラスメントの名を借り、よりソフトに伝えることによって、行為の意味そのものを軽く扱わせる傾向も生んでいる。こうしたことは、セクシュアル・ハラスメントという用語自体が、多様な意味を孕むことに起因している。

本研究では、セクシュアル・ハラスメントとして社会意識上で観念されている発話・行為群を析出することを、第一の目的としている。それによってセクシュアル・ハラスメントにあたる事項についての共有認識が、どの程度図られているのかを確認する。これは実践的に啓蒙を図っていくひとつの方向をはっきりさせる際の、一助となるであろう。

セクシュアル・ハラスメントが社会問題化し、雇用機会均等法の中で取り上げられるなど、周囲や上からの圧力を感じるに至って、自らのなす行為にいたずらに不安を覚える者も少なくない。これはセクシュアル・ハラスメントの問題化が、人と人との関係性を問い直す行為であるからに他ならない。相手の性的な意図や、相手の不快感などの目には見えない心の動きと、それを表明することが禁じられている地位役割関係の間で、人々は身動きが取れずに

*本論文は、1999年度活水女子大学・短期大学の特別研究助成を受けて行った共同研究の成果であり、本論文の執筆・文責ともに、共同研究者4名によるものである。なお、紙幅の都合により、続編は来年度の紀要に掲載の予定である。

**石井奈緒（研究代表、活水女子大学文学部人間関係学科、文化人類学）、藤本亮（活水女子短大一般教育、法社会学）、石川由香里（活水女子短大生活学科、社会学）、田淵久美子（活水女子大学文学部人間関係学科、教育学）

いる。

また、セクシュアル・ハラスメントは、性をめぐる2つの側面、すなわちセクシュアリティとジェンダーの両面からとらえねばならないと考える。ジェンダーの側面についていえば、その中には、日本の特徴とも言うべき事柄も含まれている。たとえば、各省庁の公式文書には、セクシュアル・ハラスメントの範疇にジェンダーに関する事項も含んで記載されているが、これはアメリカなどの例とは異なる。さらに、労働省ではセクハラ被害者を女性、加害者を男性と定め、性別が逆のケースやまして同性間でのセクシュアル・ハラスメントを認めていない。そこで今回調査するにあたっては、ジェンダー観を問う質問群や、加害者の性別を男女双方の場合について問うた。そこから日本社会の中で男女の置かれている社会的立場付けについての人々の認識を投射することができると思われる。

一方、「セクシュアル」という概念そのものについての議論は明らかに不足しており、ガイドライン等においても、未定義のまま使われているという実態がある。こうしたことが、性的意図の解釈をめぐる裁判上の対立点を生じさせる結果を導く。したがって、セクシュアル・ハラスメントの指摘に対しあいまい性をもたらしている、「セクシュアル」の言葉の定義についても、この研究を通じて何らかの省察を示すことができればと考えている。

さらに今回の調査で対象としたのは、大学という教育現場のセクシュアル・ハラスメントであるということも大きな意義を持つと考える。もともとセクシュアル・ハラスメントの問題化は労働現場からはじめられたこともあり、教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、遅れて近年になりスポットが当てられるようになった。学校内でのセクシュアル・ハラスメントは労働現場よりも一層隠蔽される傾向にあるだけに、一度問題化されるや、各大学で取り上げられ、ガイドライン作り等の施策が講じられている。実態についての調査は各地でいくつかなされているが、セクシュアル・ハラスメントを問題化する意識そのものを問う調査は未だない。そこに踏み込むことがこの研究の大きなオリジナリティである。

1-2. 研究の経過

1-2-1. 調査票の設計にいたる経過

(1) セクシュアル・ハラスメント定義の収集

調査票を設計するに当たって、まず、セクシュアル・ハラスメントに関する一般的な意識を把握するために、セクシュアル・ハラスメントに関する定義の収集を行った(資料編参照)。

国内の多くの定義は、1998年11月の人事院規則における定義を踏襲する形で定められている。文部省の定義(文部省規程および運用通知1999年3月、文部省指針1999年3月)も、人事院規則における定義をモデルとして踏襲している。また、1999年以降に作成された大学のセクシュアル・ハラスメント定義の多くは、文部省の定義をもとにしたと見られ、独自の討議をふまえた定義を作成していることが窺えるものはわずかであった。

(2) キーワードの抽出および上位カテゴリーの設定

収集したセクシュアル・ハラスメントに関する定義から、多用されるキーワードを抽出し、7つのカテゴリーを設定した。キーワードとカテゴリーの関係は、以下のようなものである。

legal——人権、違法・不法、加害
 physical——注目（凝視）、強制（触る）
 power——上下関係、脅迫、暗黙・黙示
 respect——尊厳・尊重、人格、差別、嫌がらせ
 subjective——望まない、不快感・屈辱
 social——態度
 sexual——性的・異性

さらに、具体例などとの関係から、physicalな面とsexualな面は重複する、subjectiveな面で「望まない」ことはハラスメントであるための必須条件である、と考えて整理した。その結果、設定したのが以下の5つの軸である。

- a. 対面的コミュニケーション or 社会的コミュニケーション
- b. 権力的コミュニケーション or 非権力的コミュニケーション
- c. 犯罪 or 非犯罪
- d. セクシュアル or ジェンダー
- e. 行為要求（～させる） or 非要求（～する）

(3) 5つの軸に基づく定義（事例）分析

5つの軸をもとに、比較的早い時期に設定されたいくつかの大学のセクシュアル・ハラスメント定義や防止ガイドラインなどを分析した。

分析した定義（ ）内は施行日

文部省、鳥取大学、東京経済大学（97.11.21制定）、法政大学（98.4.1）

人事院、福島大学、高知大学、名古屋大学（学生便覧）、京都大学文（95～相談窓口）

鳴門教育大学（98.2.12）、琉球大学（99.2.23）、早稲田大学（99.2.8）

注）東京経済大学、法政大学は事例なし

分析の結果、次のような傾向が指摘できる。

対価型・環境型の区分は、ほとんどの事例に取り上げられている。

cについて：犯罪 or 非犯罪という観点では、状況や程度によって変わる事例がほとんどで

ある（定義としては明確に示されない）。

dについて：ジェンダー・ハラスメントを事例としてあげているものは少ない（人事院・高知大学のみ）。

したがって、質問紙における調査の項目は、上下関係の有無、対価 or 非対価、学内 or 学外、ジェンダー・ハラスメントか否かの4つの要素について、及びジェンダー観（性別役割分業意識）を問うものとして設計し、4つの要素とジェンダー観との相関もみるものとした。

1-2-2. 調査の仮説群

(1) ジェンダー観（性別役割分業意識）・セクシュアリティ観との相関

- a. 性別役割分業に関する意識が、セクシュアル・ハラスメントの認知の度合いと相関する。すなわち、ある行為・発言についてセクシュアル・ハラスメントであると認知するか否かという点で、回答者の性別役割分業に関する意識が伝統的・固定的であるほど、セクシュアル・ハラスメントとして認知する度合いが低く、逆の場合には、セクシュアル・ハラスメントとして認知する度合いが高い。
- b. 短大生と大学生（ともに女子）を比較した場合、短大生の方が相対的に性別役割分業に関する意識が伝統的・固定的であり、したがって、セクシュアル・ハラスメントとして認知する度合いが低い。
- c. 女子大の学生と共学大学の学生を比較した場合、女子大の学生の方が相対的に性別役割分業に関する意識が伝統的・固定的であり、したがって、セクシュアル・ハラスメントとして認知する度合いが低い。
- d. 男女半々と男子が多い場合とを比較した場合、男子の多い大学の学生の方が相対的に性別役割分業に関する意識が伝統的・固定的であり、男子が多いほどセクシュアル・ハラスメントとして認知する度合いが低い。

(2) セクシュアル・ハラスメントの認知について

- a. 質問紙での用語によって、すなわち社会的通念として流布している「セクハラ」と学術・行政の場で使われる用語である「セクシュアル・ハラスメント」とでは、「セクハラ」の方がより広く、質問票の事例においてそれに該当すると認知される傾向にある。
- b. 回答者が男性である場合と女性である場合とでは、女性の方がセクシュアル・ハラスメントとして認知する度合いが高い。
- c. セクシュアル・ハラスメントの被害者は、女性に限定される傾向が強い。
- d. ジェンダー・ハラスメントに当たる言動は、セクシュアル・ハラスメントとして認知される度合いが低い（調査票の設計に当たっては、ジェンダー・ハラスメントを取り立てて区別せず、セクシュアル・ハラスメントに含まれるものとしてとらえておく）。

- e. 身体的な接触を伴う行為は、セクシュアル・ハラスメントとして認知される度合いが高い。
- f. 身体的な接触を伴わない行為は、セクシュアル・ハラスメントとして認知される度合いが低い。
- g. 加害者と被害者の対面状況での行為と、非対面的な状況での行為との間では、対面状況にある方が、セクシュアル・ハラスメントとして認知される度合いが高い。
- h. 加害者と被害者との間に上下関係がある場合は、上下関係がない場合よりも、セクシュアル・ハラスメントとして認知される度合いが高い。
- i. 対価型の事例は、非対価型の事例よりもセクシュアル・ハラスメントとして認知される度合いが高い。
- j. 大学内における事例は、セクシュアル・ハラスメントとして認知される度合いが高い。大学外における事例は、セクシュアル・ハラスメントとして認知される度合いが低い。
- k. 全体的に、対価型、上下関係あり、学内、男性が加害者、対面的な事例が、セクシュアル・ハラスメントとしての認知度合いが高い。

1-2-3. 調査票の設計

- (1) 調査票であつかう事例は、大学生生活に場面を想定したものに限定した。
 - (2) ジェンダー観・セクシュアリティ観を問う問題群とセクシュアル・ハラスメントについての意識を問う問題群を設けた。
 - (3) セクシュアル・ハラスメントについての意識を問う問題群は、以下の要素を含むものとして設計した。
 - a. 状況設定：ながめまわす、食事に誘う、ジェンダー・ハラスメントに当たる言動、肩や腕に触る、うわさを流す
 - b. 条件設定：上下関係の有無、対価型・非対価型、学内・学外
- 上記の設定に従い、10問ずつを1組として、全部で8組に問題を整理した。キャリアオーバー効果を考慮して、これらの8組の順序をランダムに入れ替えた4バージョンを作成する。さらに用語上、「セクハラ」のものと、「セクシュアル・ハラスメント」のものと2バージョン作成した。したがって、質問票のバージョンは全体で8バージョンである。
- (4) 社会通念上、明らかにセクシュアル・ハラスメントであると認められる可能性の高い事例（プライベート・ゾーンへの接触、性犯罪の範疇とみなされるケース）ではなく、いわゆるグレーゾーンに当たる事例についての分析を主眼とした。
 - (5) セクシュアル・ハラスメント概念についての定義は提示しない。
 - (6) 回答形式は、個々の事例についてセクシュアル・ハラスメントにあたると思うかどうかを、4段階スケールで尋ねるものとした。

1-3. 調査

1-3-1. 予備調査

予備調査は、私立N大（共学、サンプル数63、1999年8月）、看護学校（共学、サンプル数146、1999年10月）、公立S大（共学、サンプル数50、1999年12月）について行った。予備調査の結果を受けて、問題群の中の不適切な事例や条件分けの見直しを行い、本調査用の質問票を作成した。

1-3-2. 本調査

本調査は、私立K大—大学・短大、サンプル数561（すべて女子）2000年2月および4月、国立N大—サンプル数140（男子58、女子77、不明5）2000年6月、私立S大—サンプル数110（男子94、女子5、不明11）2000年7月、私立N大—サンプル数126（男子70、女子55、不明1）2000年8月の4校で行った。

サンプリングと調査票回収については、以下の通りである。

(1) 私立K大—大学・短期大学学生を対象としたランダムサンプリングによる調査を行った。

サンプリングは、系統抽出法により、ランダムサンプルで10%をサンプルとした。サンプリングされた学生被験者に対しては、各学科事務室補助員の協力を得て、調査票配布する。調査票は基本的にその場で回答をしてもらい、都合の悪い学生については日を改めて回答に来てもらった。

(2) 国立N大、私立S大、私立N大—ある講義を受講している学生に対して、授業時間の一部を割いて、調査票の配布、その場での回答をもらい回収を行った。

データ入力ならびにクリーニング—コーディングを行った後、学生アルバイトにより、データ入力を行う。プリントアウトした素データ表を、二人一組で、原調査票と読み合わせ照合し、クリーニングを行った。

なお、(2)の3校を対象とした調査では、調査結果を検討し、事例の追加を行った。また、タイトルが「セクシュアル・ハラスメント」となっている2バージョンの質問票のみで調査を行った。(1)の調査について、質問票のタイトルの違い（「セクシュアル・ハラスメント」または「性的嫌がらせ」）による有意差は認められなかったからである（1-2-2. 研究の仮説群の(2)-a参照）。

2. 調査結果I：ジェンダー観・セクシュアリティ観

2-1. セクシュアル・ハラスメントとジェンダー観・セクシュアリティ観

セクシュアル・ハラスメントを『被害』であると感じるのは、それが社会的に共有されたルール、ここでは他者を性的に取り扱ってよいかどうかのルールを踏み越えていると思われ

るからである。私達は、誰に対しても同じように性的に取り扱われることを許すわけではない。そして家族と見知らぬ人とは、その両極端に位置する存在である。夫婦間では性的な行為は、例え一方が不快感を抱いている関係性にあっても、社会的には全く問題にされない傾向にある。だから夫婦間での強制的な性交をレイプとは認めない人も多い。逆にむしろ夫婦間ではセクシュアルな要素が消えていくことのほうが問題視され、セックスレス・カップルや熟年離婚が取り上げられる。それに対して、初対面の相手とは節度を持って、とくに性的な意図は少なくとも表に出さないようにして、接しなければならない。

さらにこの「性的取り扱い」の中身には、思念、視線、誘いかけ、接触と様々な形が存在して相手によって許される形が異なるし、それら一つ一つにも深さのレベルが存在する。たとえば「視線」について考えると、それには“ちらりと目をやる”、“賛美の目をむける”、“好色な目をむける”、といった具合に様々な形容がなされる。むしろ、それぞれの「視線」を向けることが許されるか否かを決めるのは、視線を向ける人間と向けられる人間との関係性である。たとえば、自らの性を商品化している意識のある人、たとえばアダルト・ビデオに出演している女優、あるいはグラビアに登場するモデルは、読者である「見知らぬ人」がその身体に対して、日常生活の中では隠された部分にまで、あからさまに見入ることを知っているし、それは許可されている。しかし、電車の中で隣に座った女性を同じ目で見るとは許されてはいない。また教員が生徒に対して“好色な目を向ける”こともあってはならないと考えられている。

にもかかわらず、性的な意図は溢れ出す。電車の中でスポーツ紙の風俗欄を読みふける男性と目が合った瞬間に感じる女性の不快感は、記事の中の女性たちと同じ目で自分が見られている、極端な場合には視姦されているという感覚から生じている。そしてこれを可能にするのは、女性そのものが性的な存在・セクシュアリティの在り処であり、男性は女性を性的に取り扱って良いのだとする性のダブル・スタンダード（二重規範）が存在するからに他ならない。

二重規範、といったことの意味は、女性のほうから男性を性的に取り扱うことは許されていない、というよりも存在しないと考えられているし、また存在しがたいからである。なぜ存在しがたいのか、といえば女性のほうに権力が弱く、男性に対して一方的に、別の言葉で言えば女性の意思で自由にすることは不可能な社会的位置付けにあるからである。男性は積極的・攻撃的で意思を持つ存在である、対して、女性は消極的・受身的で意思を持たない。こうしたジェンダーの社会的布置がセクシュアリティの根幹にある。

だから大部分のセクシュアル・ハラスメントは男性から女性へ向けたものになる。女性が男性に優越する権力を保有する場合は、逆のケースも想定されるが、社会全体から見ると男性よりも権力を持つ女性は少数であるため、数が少ない。また、同性同士の場合には、性的意図をはらむこと自体が許されていないため（我々が暮らすのは異性愛強制社会である）、

ケースが少なく、むしろ一般的ハラスメントとして扱われる。

このように考えてくると、男女の間に違いを認めるか否かによって、セクシュアル・ハラスメントに対する態度には違いが出てくることが予測される。つまり、セクシュアル・ハラスメントへの意識、またセクシュアル・ハラスメントそのものの生じる背景には、ジェンダー観、セクシュアリティ観が存在するのである。ただし、その影響の仕方は複雑であり、次のような仮説が考えられる。

- a. ジェンダーには差がないと考える人は、セクシュアル・ハラスメントに敏感であり、それについて否定的な態度を示す
- b. セクシュアリティ項目について男女差をあまりつけない人は、同性からのセクシュアル・ハラスメントの存在も認める傾向にある。
- c. 男性よりも女性に対してより強い規範を要求する人は、セクシュアル・ハラスメントに寛容である。
- d. 男女の性差を強く認める人は、セクシュアル・ハラスメントに対して否定的な態度をとる場合もあるが、身の回りで起きているセクシュアル・ハラスメントに対して鈍感である可能性を持つ。

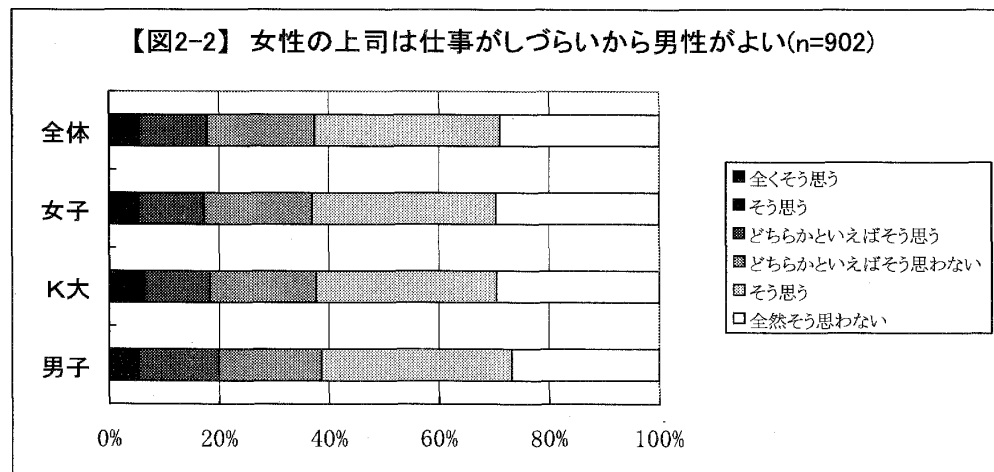
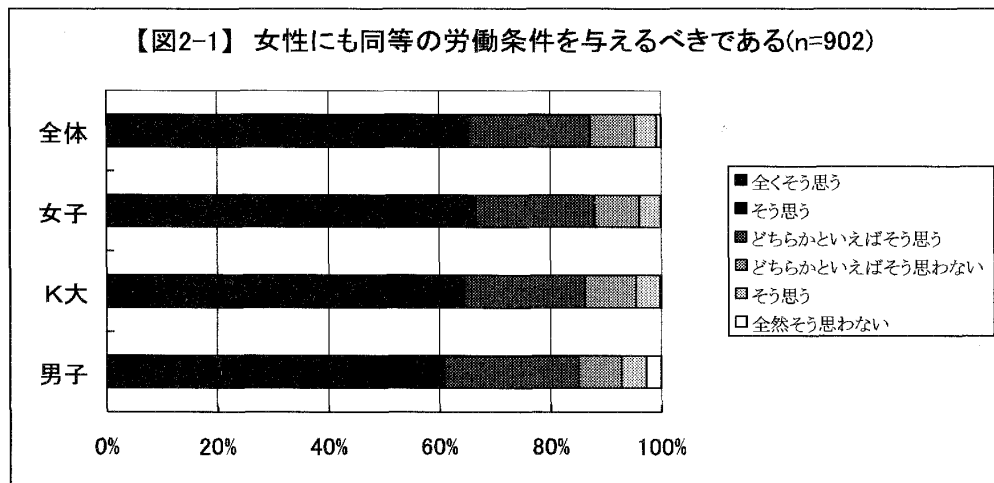
今回の分析では、まず、サンプルがどのようなセクシュアリティ・ジェンダー観を保有しているのか、それを男女比較の形で取り上げるにとどめ、セクシュアル・ハラスメントそのものへの意識等との関連は、次回の分析に譲ることとする。

2-2. 調査結果

今回の調査では、ジェンダー観について (1) 仕事上の役割分担に関わるもの (g 01、02、07、08)、(2) 家庭に関わるもの (g 03、06、09)、(3) 両性の性格的な違いに関するもの (g 04、05、10) の3つについて、それぞれ具体的事例を取り上げ、その考えをどの程度支持するかを尋ねた。セクシュアリティ観のほうは、(4) 職場の雰囲気に関わるもの (s 01、02) (5) 女性の身体性に関わるもの (s 03、04、05) (6) 男性の身体性に関わるもの (s 06、07、08) (7) 同性愛または性差の縮小に関わるもの (s 09、10) に分かれている。以下では、この区分に従い、結果を一つ一つ、検討していく。

(1) 仕事上の性別役割分担

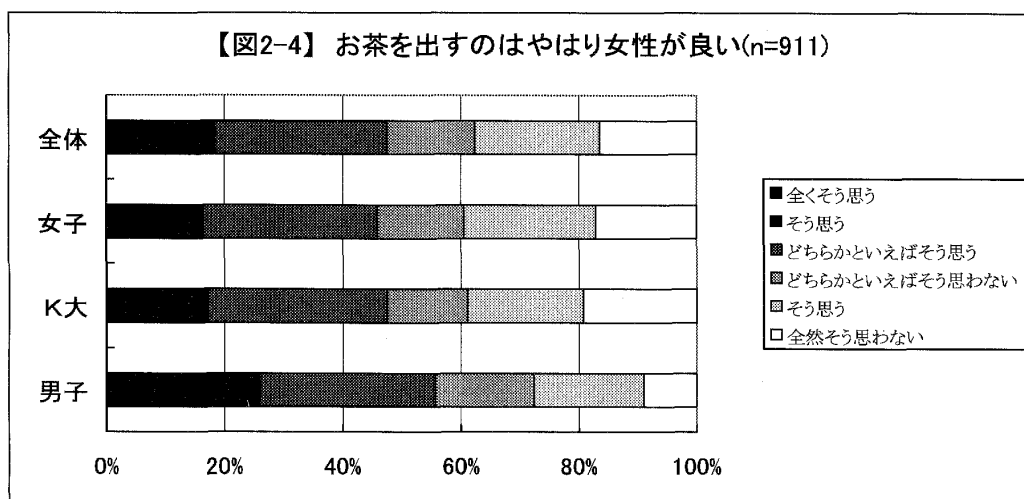
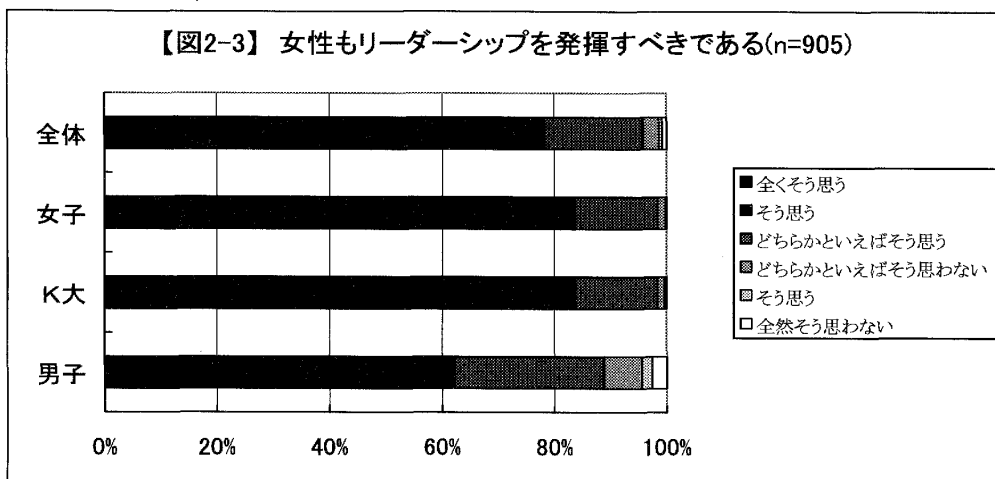
職業に関わるものとしては、「女性の上司は仕事がしづらいので、男性上司がよい」と「女性にも同等の労働条件を」という意見を取り上げたが、この二つは、男女の間にほとんど差がなかった項目である。



そして全ての質問項目の中で、最も賛成の割合が高かったのが、次の「女性もリーダーシップを発揮すべきである」だった。

ただし、この項目には男女の間に温度差が生じている。とくに男性では10%近く存在する「そう思わない」という回答は、女子では2%未満に過ぎない。女性のほうに意気込みが感じられる一方で、この結果は、間近に就職を控えた大学生の特徴を示している可能性もある。したがって、この意識が就職後も続くのか、それとも現実の前にトーンダウンしていくのかについては、不明である。

このように、給与面で差をつけたり、女性の管理職登用を阻む意図はこれらからは見当たらないのだが、本来の業務からはみ出る雑務の部分を女性に期待する割合は高い。それを示すのが、次の「お茶だし」に関する項目である。女性では賛否半々で、男性では6割が賛成に傾く。しかし女性にはプラスαの仕事が期待される状況が、はたして「同等の労働条件」といえるのだろうか。

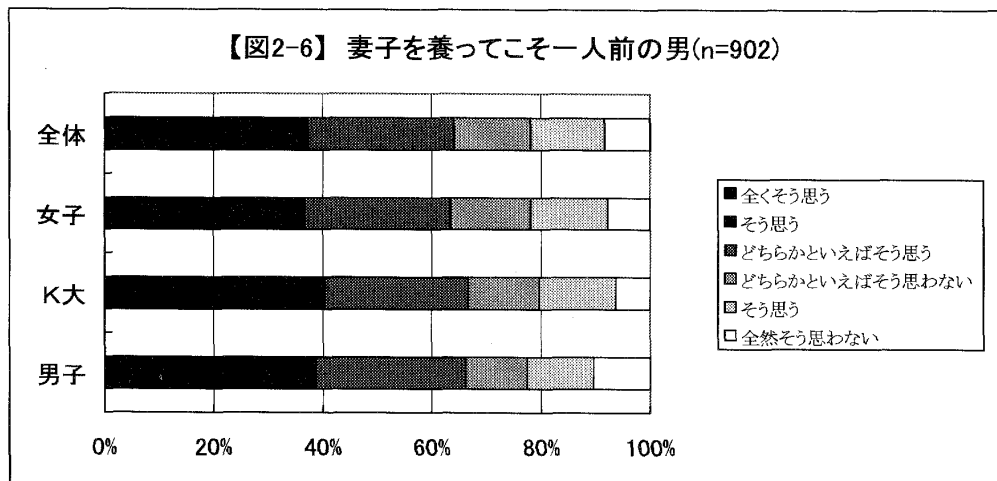
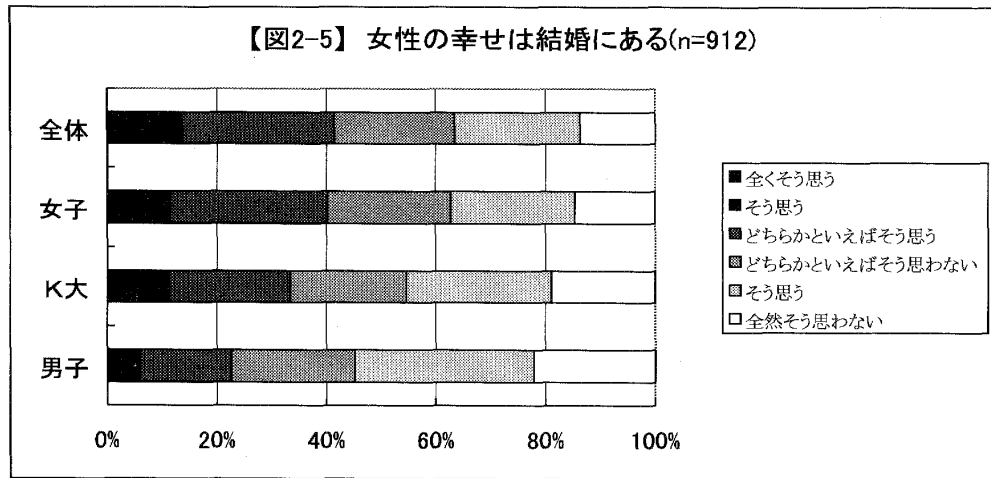


(2) 家庭に関わるもの

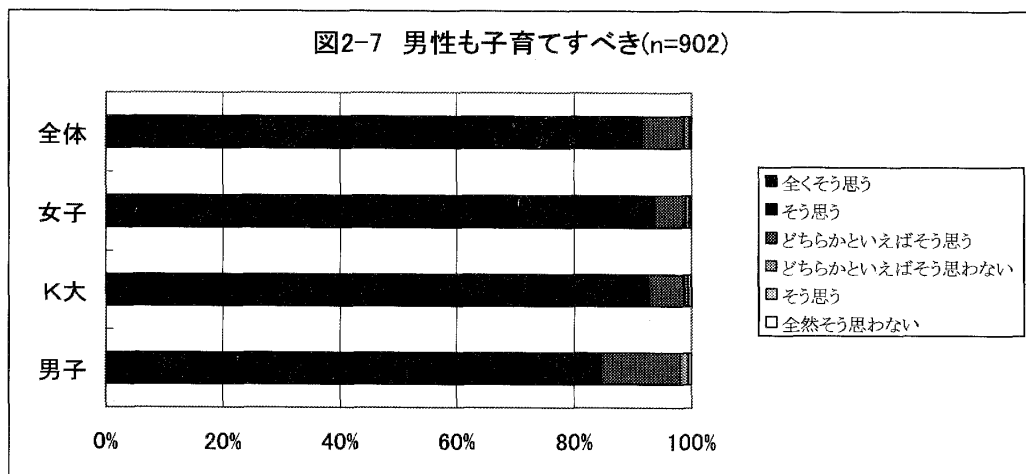
「男は外、女は家」という性別役割分業を前提にすると、女性のその後の人生は誰と結婚するかが問題になる。しかし「女性の幸せは結婚にある」に関しては、4割が賛成、6割が反対であるが、男子のほうに支持が高く、K大は女子全体の中では保守的な意識をもっていることがわかる。この結果からも、未婚化・晩婚化が進んでいる背景には、女性の生きる道が結婚だけではないという意識があることが読み取れるのではないだろうか。

ところが、女性の生き方に対する意識が多様化している一方で、男性に課せられた使命は相変わらず家庭への経済的責任のようである。このことを示しているのが、次の「妻子を養うのが一人前の男」という項目に関するグラフである。この質問に対しては男女差が一切なく、賛成が全体の7割を占めるのである。女性学の影響か、女性に対する意識は変革されたが、それに対応するほどには男性に対する意識変革も進んでいるとはいえないようだ。

さらに「男性も子育てすべき」になると、これには圧倒的多数が「そう思う」であり、否

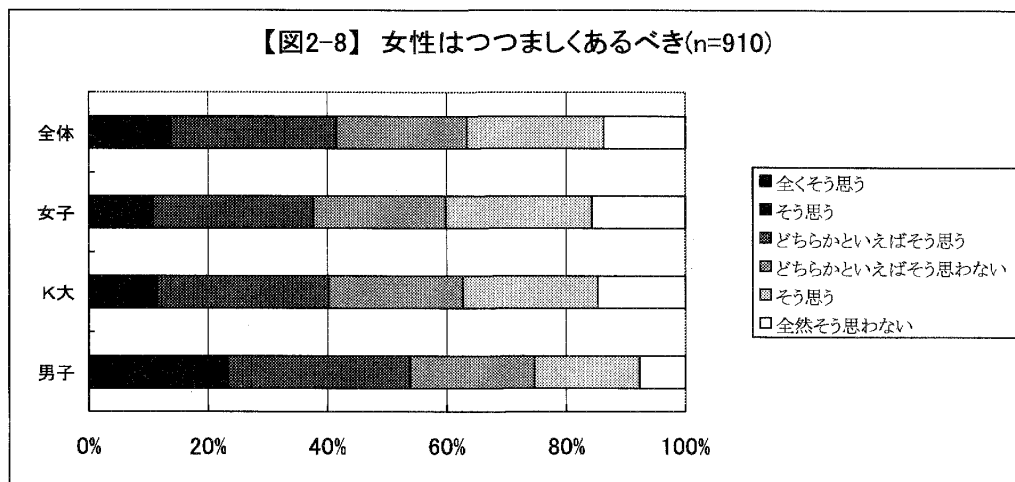


定的なのは1~2%である。ただし、積極的に肯定するのは女子に多く、控えめな肯定が男子である。多くの父親達が漏らすように、「関わりたいとは思うけれど」仕事のことを考えると、現実には難しいといったところだろうか。

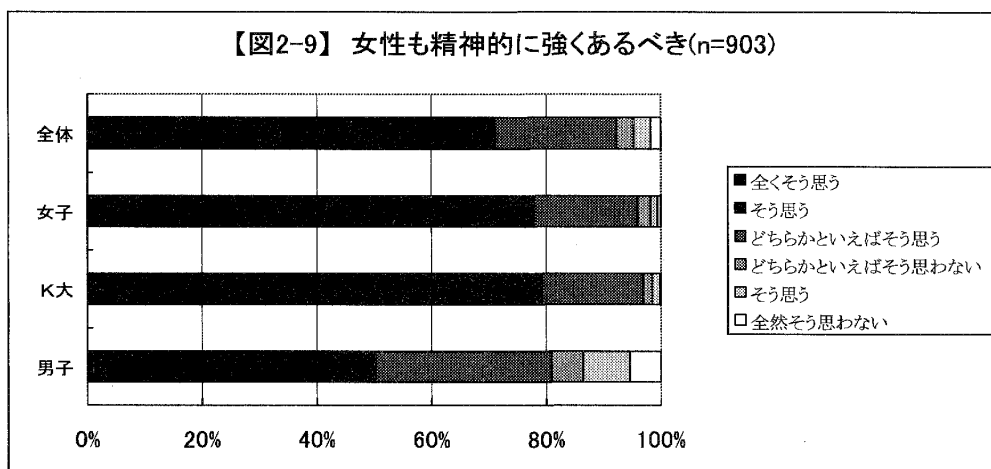


(3) 両性の性格的な違いに関するもの

仕事上は女性に活躍の場を与え、家庭においては男性の関わりを要求する考えを支持していた。どちらも、“伝統的”とされる性別意識から離れていく傾向を見せている。にもかかわらず、両性に性格的な違いを認める意見はそれよりも根強いものがある。しかも、男女間の意見の差は、仕事や家庭での役割以上に大きいようである。たとえば、次の「女性はつつましくあるべき」も、男女差の比較的大きい項目である。グラフにみる通り、「そう思う」は男性に多く、「そう思わない」は女性に支持されている。「女性がつつましくあるべき」と考えることと「リーダーシップを発揮すべき」と考えることが、どのような思考回路で両立しているのか、不思議ではある。

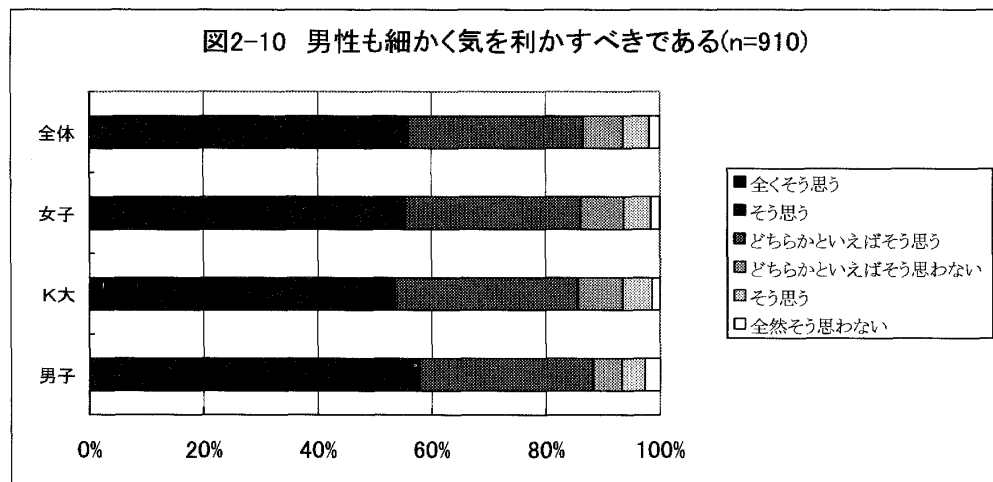


また「女性も精神的に強くあるべき」についても、男女差がある。「そう思わない」が男性に多く、「そう思う」は女性に多い。男性では「そう思わない」が2割に達する。



男性は、女性に頼って欲しいと思っているのだろうか。このように女性にとって女性はより強く、より積極的な存在であるべきと捉えられる一方で、男性からは女性自身が考えているよりもつつましく、か弱い存在であることが求められている。では、男性については、いったいどのように考えられているのだろうか。

「こまやかさ」とは、これまで主に女性に求められてきた価値である。そして逆に男性がそれを発揮することに対しては、しばしばマイナスのラベリングがなされることも少なくなかった。ところが今回の調査で「男性も細かく気を利かすべき」という項目を置いたところ、これが9割近くに支持されていることがわかる。しかもそこに男女差はあまりなく、社会全体のソフト化であるとか女性的価値の見直しといわれるような傾向が、ここには表れている。



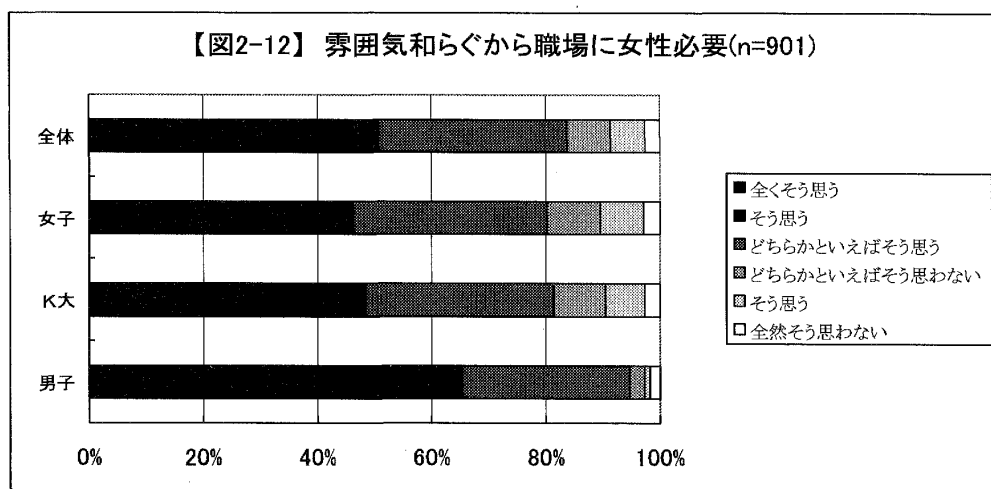
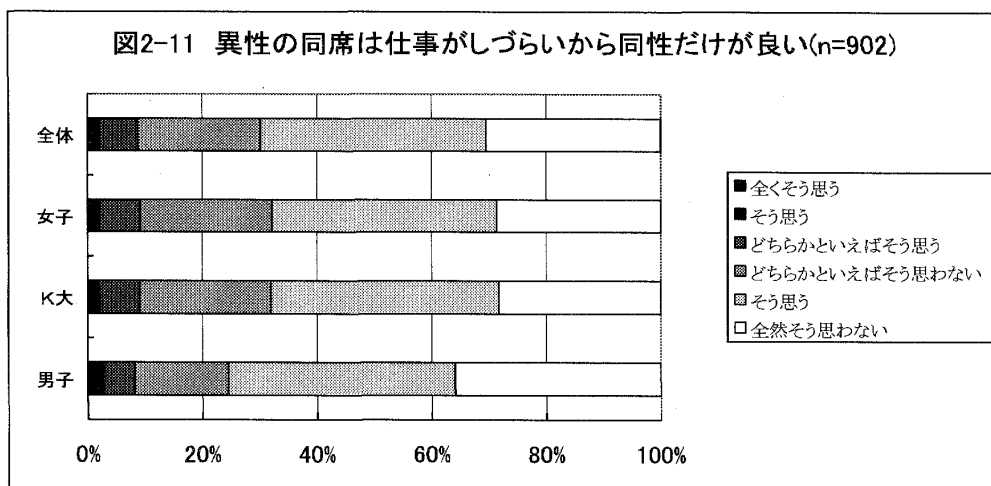
(4) 職場の雰囲気に関わるもの

ここでの「異性の同席は仕事がしづらいので、同性だけがよい」というのと、ジェンダー観における「女性の上司は仕事がしづらいので男性がよい」とは似た項目であるが、その意図したところは少し異なる。ジェンダー観における質問は、職場の権力関係において女性が男性の上位につくことに対する意識を尋ねており、このセクシュアリティ観については、職場に性別によるセグリゲーションが持ちこまれるべきかどうか、仕事の場にセクシュアリティが持ち込まれることについてどう思うかを調べることを目的としている。結果は、男性に特に「ぜんぜんそう思わない」という意見が強い以外、男女差はない。しかしこれを持って、職場には強く意識するような性の持ちこみがされていない、したがって男女は同じように仕事上評価されるようになるだろう、というような結論に飛びつくのは早計であろう。

なぜなら、同様に異性が職場にいることの意味を含んだ「雰囲気が和らぐから職場に女性は必要である」という質問文についての回答を見て欲しい。これに対する肯定観が強いことそれ自体は、先の質問文と矛盾するものではない。しかし注目すべきは、男性のほうに肯定

観が強く見られ、つまり女性が職場にいることを肯定するのはそれが女性だからこそである、という読みこみが可能になってしまうのだ。

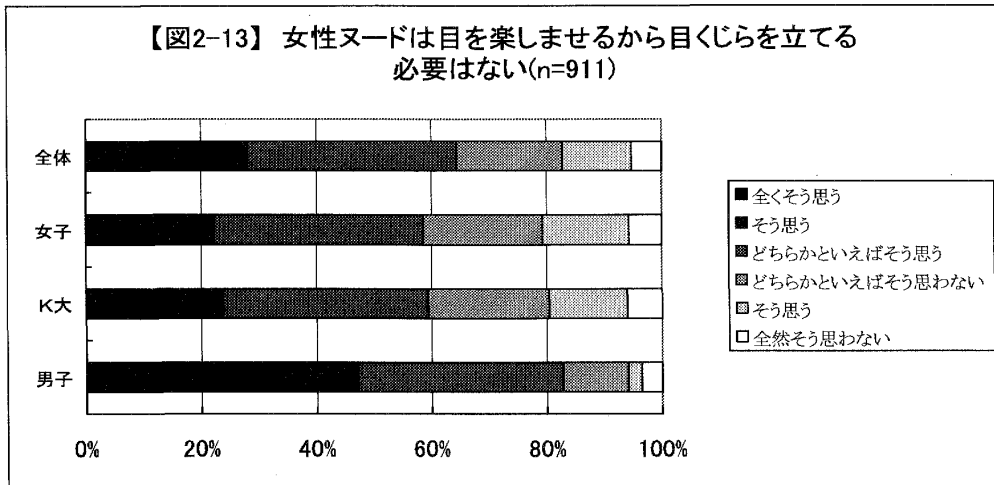
一方、女性は同性同士の関係を考えて結果なのか、2割ほどが否定している。この回答からは、「女性だから雰囲気を和らげるというのは幻想である」という女性の本音も読めるように思われるのだが、いかがなものだろうか。



(5) 女性の身体性に関わるもの

女性の身体、ということについて、まずは端的にヌードを取り上げた。「女性のヌードは目を楽しませるから目くじらを立てる必要はない」という意見に対し、男性の8割以上、女性でも6割近くが賛成である。これは後述の男性のヌードに対する意見とは、対称的な結果となった。女性のヌード写真集に比べて、男性のヌード写真集は極端に少ない。それは、我々の社会では、セクシュアリティの発現する対象が女性の身体に限定されているからだ。

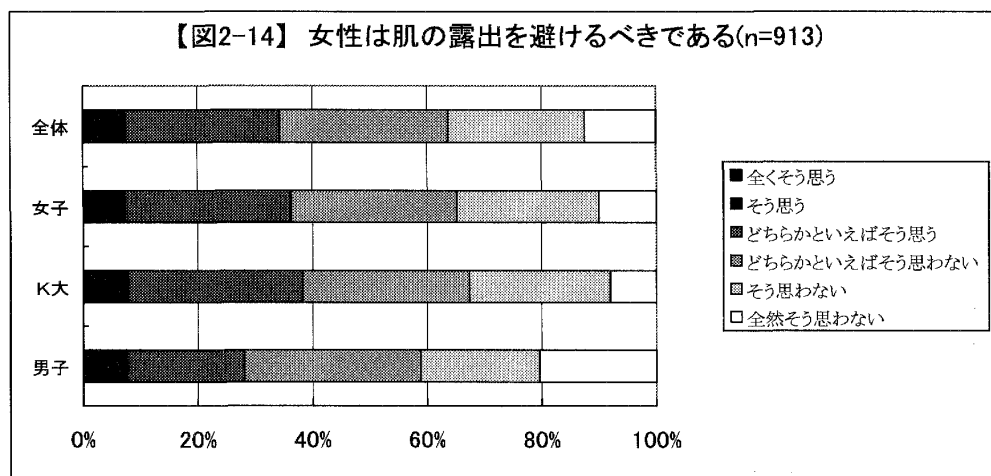
そして同時に女性ヌードへの肯定観とは、女性の性が商品化されることを、また女性の身



体が魅力あるものだということを、強く否定する人が少ないということをも意味している。ただし、ヌードと一口に言っても様々なレベルがあり、性の商品化の許容範囲については、男女差も強くなることが予想されるし、性の商品化に対する意識自体、今後もっと調査される必要があるのはもちろんのことである。

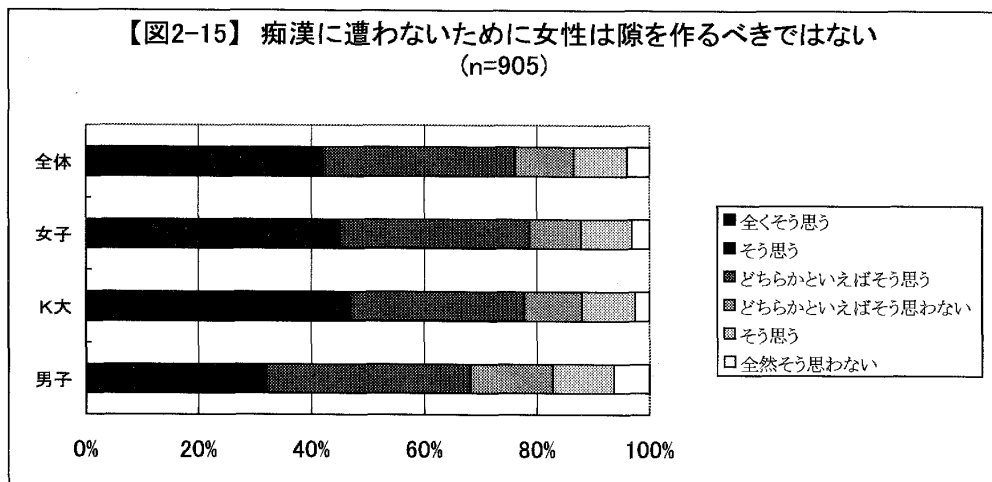
また、商品化された性ではないにもかかわらず、一般的に女性の身体に対しては、賞賛の価値付けが与えられ、それを「眺める」ことは許容されているといえる。だからこそ、次の項目である「女性は肌の露出を避けるべき」を強く支持する意見は少なく、逆に否定が男女とも7割を占める。

ただし、その肯定感の意図するところには恐らく性別による違いが生じており、女性は自分の好みの服装をしたい、つまり“自己決定権”に関わる事柄として「肌の露出」への許容を捉え、一方男性は「ヌードは目を楽しませる」延長にある“性的対象物の鑑賞／享受の自由”というそれぞれの権利の軸で捉えていると思われる。



ところがこうして肌の露出に関しては緩やかな規範を抱いているにもかかわらず、女性には自らの身体をコントロールする責任があると考えられている。それがわかるのが、次の「女性は痴漢に遭わないために隙を作ってはならない」に対する回答である。

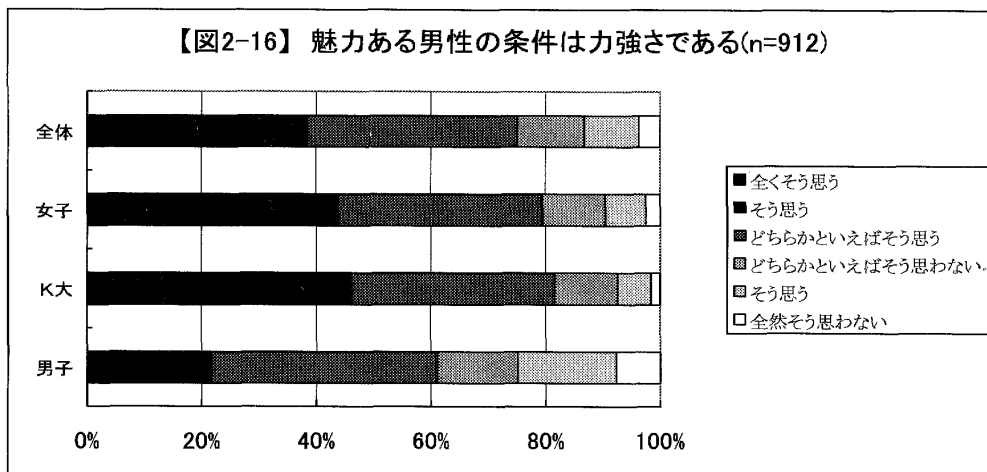
この質問文の裏に潜む意味は、「女性の身体はそれ自体、性的であり、他者の欲望を招く」ということであり、かつ「被害に遭うのは女性の自己責任である」ということなのだが、こうした規範に対し、学生達はひどく肯定的なのである。しかも、男性よりも女性のほうにそうした見方は強い。女性の行動に対して社会的制限を設け、それを強化していくのは、痴漢行為を働く男性の存在にあるばかりではなく、むしろ女性の中に互いを監視するようなシステムが張り巡らされている可能性がある。



(6) 男性の身体性に関わるもの

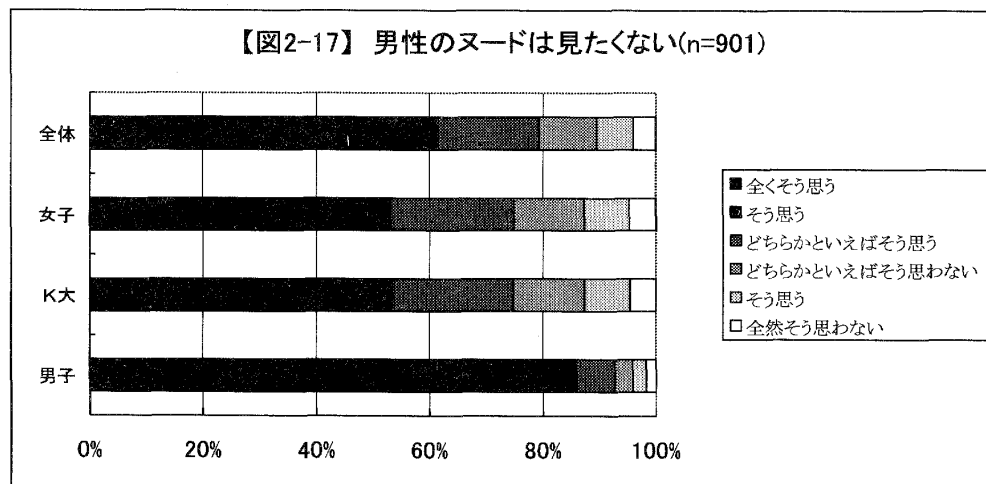
痴漢を始めとした性暴力を成り立たせている一つの理由は、男性が女性に比べて肉体的に頑強であることだ。男性の肉体的な力について、どのように考えられているのだろうか。

「魅力ある男性の条件は力強さである」について、実に賛成が7割を越え、特に女性に肯

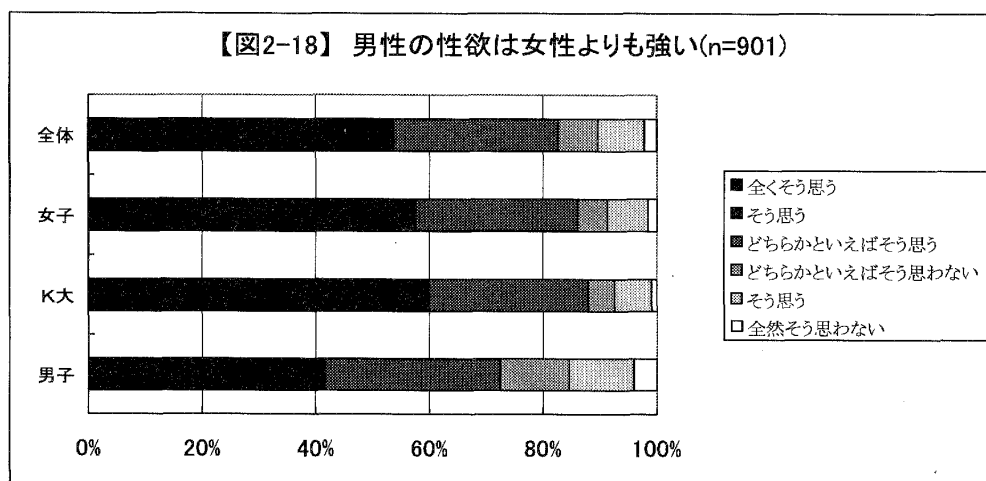


定率が高い。あらゆる力、権力は男性に帰属すると考えられており、体力、暴力もそこに含まれていることがわかる。男性の力に対して女性が抱く畏怖の感情は、一つの社会統制をなしている。女性自身が男性の力を肯定してしまうことで、この輪から逃れられない限り、男性による女性への暴力はなくならないだろう。

ところが男性の魅力である力強さを肉体的なものに求めるのであれば、その肉体への誇示に対する肯定観が高くてもよさそうなものなのに、「男性のヌード」には否定的であるのもおもしろい。男性では「見たくない」ことを「全くそう思う」とするものが63.5%もある。これは、女性のヌードを男性が性的な意図を持って眺めているのに、同性に対してはそうした意図を向けうることには、激しく拒否的であることの現れである。女性の場合には、「見ること」によっては、性欲は刺激されない回路が社会的に構成されているのだと思われる。



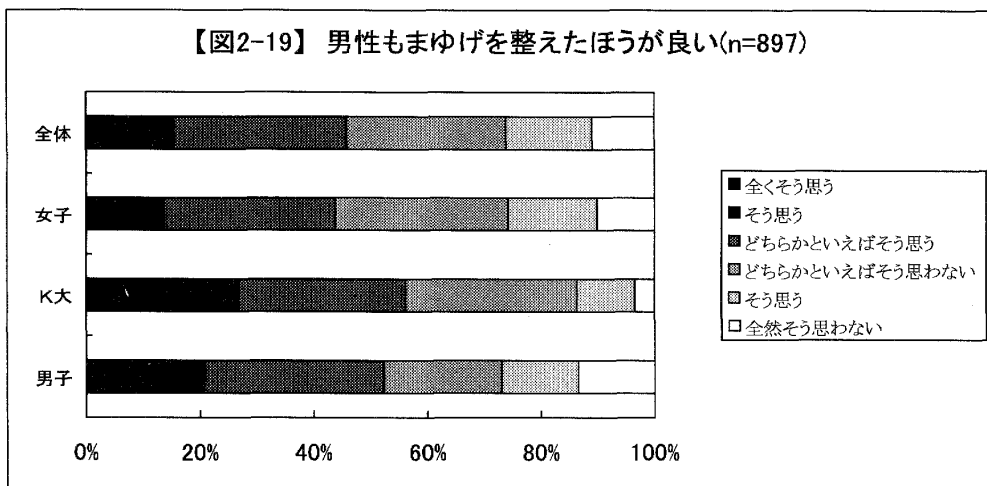
物理的な力とともに、性欲もまた性暴力を引き起こす力の一部であると考えられる。「男性の性欲は女性よりも強い」に関しては、女性の85%が「そう思う」であるのに対し男性で



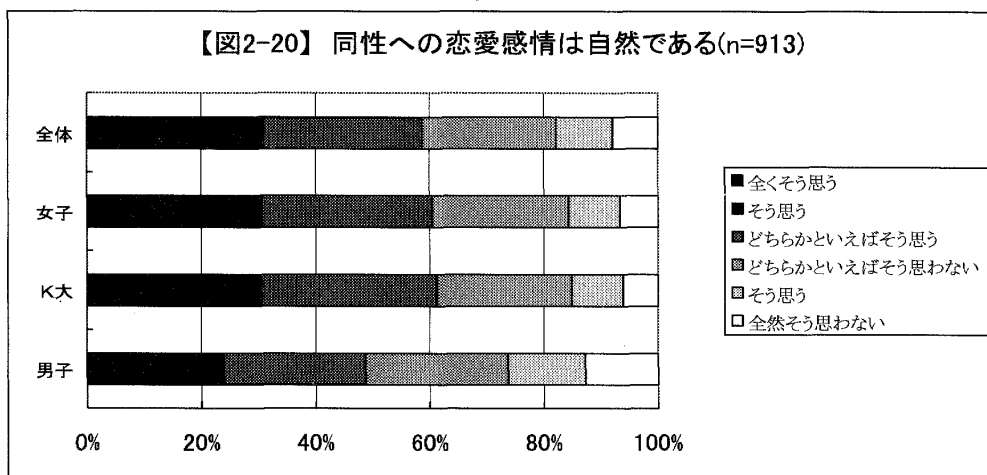
は70%で、しかも女性のほうが「全くそう思う」と強いほうに傾いているのであるから、これまた、女性のほうに強く信じられている神話であるといえる。

(7) 同性愛、または性差の縮小に関わる項目

「男性が眉毛を整えること」は、おしゃれな男性が増えてきた一つの表れと捉えられる一方で、男性の女性化として揶揄されることも多い事柄である。これに関しては男女差はあまりなく、反対が賛成よりも1割多い。しかし、「全く思う」あるいは逆に「全然そう思わない」といった強い意見が少なく、賛否どちらにしても「どちらかといえば」というあいまいな態度が取られている。質問文は「男性も」となっているように、「女性が」眉毛を整えることはすでに自明視されているから、これに賛成するということは、男女の違いをなくそうとする方向に近づく。それへの躊躇が反対の若干の結果を生んだのであろう。



「同性への恋愛感情は自然である」について、女子では6割以上が肯定し、男子では5割程度である。否定感情は男子のほうに強い。「眉毛を整える」ことは、それが異性に対する



『身だしなみ』という解釈が可能であるのに対し、性的意図を感じる対象が同性になることについては、激しい拒否感情をもたらすようである。男子にとって同性愛を肯定するということは、自分も受身になる可能性を示唆する事柄であり、耐えがたい屈辱とを感じる人もいる、ということだろうか。

2-3. 結びにかえて

今回の調査で目を引くのは、ジェンダー・セクシュアリティ観については、女性よりもむしろ男性に対しての方が保守的な傾向が強い、という事実である。女性学などが開講科目となる大学が増えることにより、また何より学校や職場への進出を通じて女性がその実力を示すことにより、女性に対する見方は確かに変わりつつある。しかし、それと対を成すはずの男性については、これまで通りであるばかりか、むしろ男性にとっては要求されることばかり増えていると感じられる時代を迎えているのかもしれない。

そして異性よりもむしろ同性のほうが性に対して伝統的な見方を強化する力としては強いという可能性も、今回の結果から示唆されることである。それは痴漢についての女性の女性に対する自己責任追及、また同性愛や男性ヌードに対する男性の嫌悪感に、そうした傾向を読み取ることができる。

社会的に見える形で権力を握っているのはまだまだ男性が多く、とくに経済力を持っていることは大きい。それがセクシュアル・ハラスメントの根幹にある問題であることは間違いない。しかし、見えない形の権力が社会の中には網の目のように張り巡らされており、我々一人一人が、その一端を担っている。他者、そして自分に対するまなざしが見えない権力として働いていることを、この調査結果は示していると言えるのではないだろうか。

資 料 編

〈セクシュアル・ハラスメントの定義に関する主な資料〉

(1) 官公庁

人事院（人事院規則 セクシュアル・ハラスメントの防止等、1998.11）

労働省（職場におけるセクシュアル・ハラスメント調査研究会報告書、1997.12. 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置）

文部省（セクシュアル・ハラスメントの防止等のために文部省職員が認識すべき事項についての指針、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針、1999.3）

名古屋市女性企画室（付97年度調査）

福岡市女性センター

神奈川県立かながわ女性センター

労働省委託研究・21世紀職業財団「女子雇用管理とコミュニケーションギャップに関する研究会」
(1993.10)

U.S. EQUAL EMPLOYMENT OPPORTUNITY COMMISSION(1980年)

(2) その他

全国キャンパス・セクシュアル・ハラスメント・ネットワーク

(<http://www.jca.ax.apc.org/shoc/index.html>)

名古屋大学でセクシュアル・ハラスメントを考えるネットワーク

(<http://www2.jimu.nagoya-u.ac.jp/circle/sonota/nsnw/index.html>)

第二東京弁護士会 (<http://www.dntba.ab.psiweb.com>)

コロンビア大学 “Protection Against Sexual Harassment”

(<http://www.cc.columbia.edu/cu/vpaa/eoaa/docs/prtctsh.html>)

コーネル大学 (<http://www.cornell.edu/Admin/OEOACT.html#a>)

MIT (<http://joc.mit.edu/policies/current-policy.txt>)

OFFICE OF THE PRESIDENT, OFFICE OF HUMAN RELATIONS PROGRAMS, The University of Maryland College Park, “SEXUAL HARASSMENT EDUCATION RESOURCE MANUAL,”1990

(<http://www.inform.umd.edu/EdRes/Topic/WomenStudies/GenderIssues/SexualHarassment/UMDManual/definitior>)

FENのスポット (秋本樹「アメリカにみるセクシュアル・ハラスメント」『労働法律旬報』1228号)

Sexual Harassment: Building a Consensus for Change, The Governor’s Task Force on Sexual Harassment Final Report Submitted to Governor Mario M.Cuomo, Judith I.Avener, Chairperson, 1993,

〈主要参考文献〉

赤川学, 1999, 『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房.

江原由美子ほか, 1989, 『ジェンダーの社会学』新曜社.

江原由美子, 1995, 『装置としての性支配』勁草書房.

江原由美子, 2000, 『フェミニズムのパラドックス 定着による拡散』勁草書房.

江原由美子・栗原彬 (対談), 2000, 「セクシュアル・ハラスメントの権力作用」『現代思想』28-2、青土社.

鐘ヶ江晴彦・広瀬裕子編著, 1994, 『セクシュアル・ハラスメントはなぜ問題か』明石書店.

金子雅臣, 1999, 『公務員のセクハラ防止マニュアル』ぎょうせい.

加藤秀一, 1998, 『性現象論』勁草書房.

盛山和夫編, 2000, 『ジェンダー・市場・家族』東京大学出版会.

斎藤光, 1996, 「セクシュアリティ研究の現状と課題」『岩波講座現代社会学10 セクシュアリティの社会学』岩波書店.

隅田英子, 1998, 「米国大学におけるセクシュアル・ハラスメント対策」『三田評論』, 1007号, 慶應義塾大学.

池野高理, 1998, 「セクシュアル・ハラスメントについての学生との問答」『大阪経大論集』49(2), 大阪経済大学.

- 井上輝子・江原由美子編, 1999, 『女性のデータブック 第3版』有斐閣.
- マッキノン, C. A. 著 (志田昇ほか訳), 1999, 『セクシュアル・ハラスメント オブ ワーキング
グウィメン』こうち書房 (MacKinnon, C.A. 1979, *Sexual Harassment of Working Women*,
Yale University Press.).
- 佐藤義彦ほか, 1998, 『サイエンス・オブ・ロー事始め』有斐閣.
- 新谷一幸, 2000, 『セクシュアル・ハラスメントと人権 キャンパス・セクハラの見方・考え方』
部落問題研究所.
- 副田隆重ほか, 1996, 『ライフステージと法』有斐閣.
- 上野千鶴子, 1995, 「差異の政治学」『岩波講座現代社会学11 ジェンダーの社会学』, 岩波書店.
- 上野千鶴子編, 1997, 『キャンパス性差別事情』三省堂.
- 上野千鶴子, 1998, 『発情装置』筑摩書房.
- 上野千鶴子, 2000, 「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント その問題化の背景」『現代思想』
28-2、青土社.
- 渡辺和子, 女性学教育ネットワーク編著, 1997, 『キャンパス・セクシュアル・ハラスメント 調
査・分析・対策』啓文社.
- 山田省三, 1990, 「セクシュアル・ハラスメントの法理」『季刊労働法』155号.